

## 1. 法学の定義

## 2. 法学分野に固有の特性

## 3. 法学を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的素養

法学部の使命が、少数の専門家の養成に限定されず、日本社会の構成員全体の「法と権利のリテラシー」（リーガルリテラシー）の押し上げにあるという前提に基づくならば、その学習内容は、大学によっては、法分野の体系的理解ではなくならざるを得ない。

また、将来専門家となる学生に対しても、個々の特定の法専門識や法実務を前提にした単なる法技術的能力の獲得のみを、学部レベルで目的とすることは適当ではない。むしろ、法学の学習では、根本的な法的問題についての基本的な考え方などの習得が重要である。個別的で多様な法律に関連する職業に必要な法技術的知識は、それぞれの法実務に携わろうとする者が、それぞれの進路に従って別途獲得すべきものである。大学の法学の専門教育では、むしろ、個別の専門的技術的事項の習得では得ることのできない、法に関する基本事項、基本的な思考方法など、一言で言うならば法的思考能力を身に付けるべきである。この法的思考能力こそ、将来様々な法律専門職に従事することになる者にとっても必須の基礎的素養である

## (1) 法的思考の習得と司法制度の理解

人は、何をしてはいけなくて何をすべきかを知り、その規範を遵守すべきであるという人間観を、法的思考においては採用しないことを知る。すなわち、人は、規則によって縛られた存在というところから出発せず、自由意思を保持した主体と考える考え方を身に付ける。

人は、この自由意志に基づき、他者と約束（契約）することができる。法には確かに拘束力があるが、その源は、この契約を根拠としているという考え方を習得する。

国民による最も根源的な約束が憲法であることを理解し、そこに盛られた基本的人権の尊重について深い理解を得る。そして、憲法の下にある法律、条令等の国家の規範構造を理解する。

裁判所、検察庁、法務省等の司法機関の制度設計と実態について学び、弁護士の役割と働きを知り、その活用方法を習得する。公正取引委員会、労働基準監督署等、準司法機関についての理解も重要である。

とりわけ裁判員制度については法律専門家ではない市民に大きな役割が負わされる。警察組織、刑事施設、保護観察の仕組み、犯罪状況について基本的な知識を習得し、裁判員として判断できる能力をつける必要がある。

わが国の法制度は、国会で制定された制定法を基礎として構成されており、法的な判断をするにあたっては常に、その基礎として正確な法律条文や規則などの読解能力が求められる。

また、各法分野では、それぞれの法制度の基礎となる価値観や基本原則などが存在し、これらを基礎とし、それを実現するための法体系が構築されている。例えば、法治主義、罪刑法定主義、所有権の絶対や契約自由などの諸原則の理解が求められる

法的問題の判断においては、しばしば「規範的判断」が求められる。例えば、結果として発生した様々な事項について、その責任の所在等を明確にすることが問題となることがあるが、この場合においては、単なる事実としての因果関係の有無が問題とされるのではない。むしろ、一定の価値観に基づいて設けられている規範により重要性の濃淡の判断がなされる必要がある。このためには、関係する法規範が前提とする価値原理を理解し、それに基づいた判断をすることができる能力の修得が不可欠である。規範的判断は、なんらかの価値観に基づいた判断であり、価値中立的な自然科学的判断とは異なるところである。

法的問題の判断は、唯一絶対的に正しい解がないことがしばしばであり、様々な可能性があることが多い。その中で、ある結論を選択するに際しては、それが社会的に妥当であることを示す説得論理が求められる。従って、意見の多様性を認めつつ、その中で一定の結論が選び取られる過程を示す、論理的な説明能力が鍛錬される。

この他にも、法の働きは多様であるが、常に正しさ、正義が要求される。網羅的にあげることが控えるが、ここであげたような基本的な法的思考能力と、司法制度についての基本的理解を獲得させる。

## (2) 実生活で法知識を生かす能力

普通の人々が普通に法的手段に訴えることをしなかった状況を改め、法的手段を活用していく社会に変わることを目指した司法改革の理念に基づけば、最も基本的な、司法の活用方法を身に付けることは重視されてよい。法に対して不慣れであった日本人にとって、これもまた専門教育の一部をなすとみることが現実的である。

### ○頻度の高い具体例の理解

法にかかわる判断が必要とされる事象のうちで、社会内で個人が最も頻繁に遭遇する事柄について対処法を身に付ける。不動産売買・賃貸、交通事故の損害賠償、消費者問題、離婚、相続、保険、労働問題、医療過誤などの分野で、典型的な事例について学ぶ。その過程で、法が日常生活に深くかかわっていることを認識してもらう。このことは、法分野ごとの体系的理解に優先してよい。

### ○司法制度の利用の仕方

司法制度について学ぶ。つまり、ひとたび紛争になったとき、情報収集のために、法律相談、法テラス、法律事務所等の利用法、探し方を知っておく。さらに、調停の申立、さまざまな訴訟提起の仕方、強制執行、保全、差止め請求、不服審査請求などについても学び、これらの手段が使えるようにする。そのために、弁護士、司法書士をはじめとした法律専門家を活用できるようにする。

### ○国際化への対応

グローバル化に対応し、自分が海外で出会うトラブル、日本国内での外国人労働者とのトラブルなどの解決法と、予防法について、身近な事例を中心に学ぶ。そのさいに必要な最低限の外国語力の養成と、外国法、異文化についての最低限の理解を身に付ける必要がある。ここでいう外国は、西欧に限定せず、中国、インド、イスラム圏等を含む。

以上の、様々な観点からの知識及び思考方法に関する基本的素養は、その全てについて満遍なく習得することが望ましいことは確かであるが、それが必ずしも均等である必要はなく、各大学が目指す教育方針や目的に沿って、また法学履修者の将来との関係で、それらに濃淡を設けることは可能であり、特に今日の大学の現状においてはそれを明確にすることが必要であろう。

### (3) 特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養

すでに見たように、伝統的な法学教育では、法学の各分野について広く様々な科目を履修することが期待されてきた。その伝統を維持する大学も存続してしかるべきである。以下、各法学分野ごとに、その科目を履修することで得られる基本的な素養を示す。

**公法学** 個人の尊重を基底とし統治の基本的枠組みを定める憲法や憲法的諸価値の具体化をはかる行政法等を対象とする公法学を学ぶことで、国をはじめとする公共団体の組織と権限、公権力の行使にあたって必要な法的根拠と踏むべき手続、違法な公権力の行使に対する不服申立ておよび賠償請求の仕方、憲法上保障されたさまざまな権利の範囲やその制約の合憲性を判断する基準等を知ることができる。国や地方公共団体の選挙での投票や各種の直接請求等の市民による政治参加の仕組みや条件を学ぶことは、われわれの意見を政治の場に反映する上で役立つ。公法上の知識は、情報公開法や情報法等、関連する分野を学ぶ前提ともなるし、労働法、社会保障法、知的財産権法等、公法の組織・手続等を利用する他の法分野の理解を進める上でも役立つ。より一般的には、社会全体の中長期的利益を実現する公的権力の存在理由とそれに対する法的統制の必要性和論理を理解することができる。

**民事法学** 市民生活の基本法としての民法をはじめとして、会社法や民事訴訟法などを学ぶことによって、人が社会の中で生きる上での権利と義務という基本的なルール（契約という自分たちでのルール作りを含む）を理解し、自分で判断し自分の行動に責任を持てる、現代市民としての基本的な素養を身に着けることができる。また民法の考え方は、民法体系の幹にあたるものとして他の法律の考え方の基本になっているので、他のさまざまな法律の学習にも役立つ。具体的には、民法の学習では、所有権、売買・賃貸借等の契約、不法行為、物的担保、保証等、社会生活を安全に営む上で不可欠の法律知識を得ることができるという現実的な利益があると同時に、法学ないし法律学の入門知識を得ることにもなる。また、民法は基本的には中立的なものであるが、商法や会社法ではそこから取引法の世界に特化したルールを学ぶことになり、民事訴訟法では、裁判所による民事紛争の解決方法を学ぶ。

**刑事法学** 刑法は、さまざまな法分野の中でも、感情的・情緒的判断や場当たりの思惟を排して、法の目的や存在理由に基礎をもつ合理的な論理を用いて一般化可能な結論を導出するための訓練をするのに、最も適した法分野であるといえよう。刑法とは、広義では、国の刑罰権行使をコントロールするための法的ルールの総体のことを指すが、社会一般の人々は、反社会的行動に対して過度の反応を示しがちであり、刑罰権行使を安易に認める方向に流れがちである。そのような場面で、合理性ある論理を駆使して一般化可能な結論を導く習性（エートス）を学生に身に付けさせることは、刑事法学の教育

の中心に置かれるべきことである。

刑法と刑事訴訟法の内容は、法益保護を通しての社会秩序の維持と、関係者、とりわけ犯人と疑われた者および犯人であると確認された者の人権・諸利益の保障との調整の上に成り立っており、しかも、利害の調整を人間の継続的な営みとして実現できるように、一定の法制度・法技術にまで高められているところに特色がある。法システム全般についていえることであるが、このように利害調整がそのつどの人の判断に委ねられるのではなく、法技術・法制度により実現される仕組みとなっていることを理解させることも、刑事法学の教育にあたりきわめて重要なことである。

また、刑事法学を学ばせることの1つの意義は、学生をして、普段はなかなかそこまで目が届かない、今の社会のあり方に気づかせることである。たとえば、海外旅行をするとき、航空会社のカウンターで、プリントアウトしたeチケットを見せて搭乗券をもらい、パスポートを示して出国手続をする。このとき、eチケット、搭乗券、パスポートがそれぞれ刑法上は「文書」として共通していること、それらが、その人についてのさまざまな事項を簡易に証明するための証拠として機能していることなどは、刑事法学（なかでも刑法各論）を学ぶことによりはじめて意識されることであろう。

さらにいえば、そもそも、およそ国が犯人を処罰するのはなぜ・何のためであるか、そうして刑を（たとえば、死刑を）科すことが正当化されるのかという刑法理論（犯罪と刑罰の基礎理論）は、法律家でなくても深く考えるべき事柄であり、刑事法学を学ぶ中で、過去と現在の諸見解と対決しつつ思索を深めることが可能である。このこともまた刑事法学を学ぶことのもつ重要な意義である。

**社会法学** 社会法学は、契約の自由や私的所有権の絶対という「市民法の原理」を修正する意味をもって登場した法学の分野である。社会法学を深く学ぶことによって、抽象的で理念的な市民法原理の限界性を知り、それを修正し実質化するために、社会に生きている具体的な人間にとって必要な法原理について、一般的な素養を身につけることができる。労働法の学習では、実質的には対等ではない労使間での権利・義務を根拠づけるさまざまなルールや、労働条件を決定するシステムを学び、働く人々が健康的で人間らしい生活を送るための法のあり方について理解する。社会保障法の学習では、現実の社会で、貧困や生活上の危険に直面する人々の生存や尊厳の保障のあり方を考える。経済法の学習では、自由主義経済の商品・サービスの取引分野で、事業者が行う経済活動に国が介入するときの根拠となる各種の法の仕組みについて、理解を深めることができる。

**基礎法学** 基礎法学の学習から得られる素養は、一般的に言えば、現行実定法を相対化する広い視野が開かれ、法現象の基礎にある諸問題の学際的・多角的な理解が涵養されることである。具体的には、法哲学の学習は、社会の規範秩序たる法の根本的な特性・理念や法学の認識論的基礎の哲学的反省により、実定法を批判的に吟味する能力を磨く。法社会学の学習は、実証と理論の両面から社会科学の方法を法現象に応用する能力を磨き、法と社会的現実との相剋・相互作用関係の理解を深める。法史学の学習は、法の歴史の変遷を展望して現行法の諸原理の由来の理解を深め、現行法が「他でもありえた」可能性や「今後、他でもありうる」可能性を自覚させる。比較法学の学習は、日本法とそのモデルとなった外国法や他の性格・社会的背景を異にする外国法との異同を自覚さ

せ、日本法・外国法双方の特色、さらには様々な社会の文化とその法との相互関係についての理解を深化させる。

**新領域** 法律学は社会生活上のさまざまな領域の問題とかかわっている。法律学は、その体系性を一方で維持しつつ、こうした新しい領域を扱うための枠組みと方法を構築してきている。このような新たな対象と学際的な方法をもって確立しつつある新領域には、法と心理学、法と経済学、環境法、ジェンダーと法、立法学、サイバー法、法情報学などがあるが、もちろんこれらに限られるものではない。このような新領域を学ぶ意義は二つある。ひとつは、その新しい対象領域についての知見を得ることである。伝統的な法律問題では正面から問題とされなかった領域がいかにして法律学の課題となりうるのかを、対象領域の専門的知見を得ることで知ることができる。いま一つは、方法論の側面での学際化である。伝統的な法解釈学の方法を踏まえつつ隣接領域の方法論を学ぶことで、反射的に法律学方法論の特性の理解も深まる。このようにして、法律学の立場から総合的に現代社会が直面する問題にアプローチすることができるのである。

#### (4) ジェネリックスキル

法的思考能力や制度についての知識は、具体的な場面で生かされなければならない。そうでなければ、法と権利のリテラシーの向上とは呼べない。この能力は、企業等民間組織内で活躍するために重宝されるであろう。以下、主な例を挙げる。

○ 一見平和に共存しているようにみえても、人と人の間には、常にといいよほど対立があることを、まず認識する。そして、その対立が紛争となったとき、それを乗り越えるための工夫の仕方を身に付ける。話し合いの仕方や順序の工夫、利害対立について、その争点を整理するなどである。そのさいにしばしば伴う、感情的な対立についても、法学の知見には含まれないとはいえ、経験により調整力を身に付けることができる。

○ 他人と約束したことは守らなければならないということは自明ではない。法学を学ぶほどに約束の履行に関して柔軟な態度がとれるようになる。履行困難に陥った理由により、約束内容の再交渉等の対応が取れるようになる。また、相手が履行しない場合、それに備えておく手段、履行を迫る手段について承知しておくことができる。

○ 作業現場などの責任者として簡単なルールを作り、それを守らせる。あるいは、より大きな組織において、その内部規則を改正することができるようになる。詳しく言えば、どの会議にかけて、どのように文書として残すかといったノウハウを身に付ける。さらに、関係者への周知徹底の大切さ、不利益変更についての気配りをするのを覚える。

○ 刑罰権は国家が独占するが、所属組織内での懲戒処分の役割も重要である。問題を起こしたと思われる誰かを懲戒処分にするためには、まず、事実確認しなければならないこと、本人の言い分を聴取すること、懲戒ルールに合致しているか確認することなど、正当な手続きに従い、思い込みを排して慎重に対処しなければならない。このことを承知し実践できるようになる。

○ マイノリティーに対する配慮は、単に人権侵害をしないためだけではなく、共同生活の質を向上させるものである。構成員へのアンケートが、思想信条調査にあたらぬか、何気ない発言のつもりで差別発言をしていないかなど、他者の権利を守る配慮ができるようになる。

#### 4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

##### (1) ユニバーサル化への対応

法学部卒業生の進路は多様であり、約百校にのぼる大学ごとの多様性も大きい。法律科目を多数並列する伝統的な法学部のカリキュラムは、優秀な学生を前提にしてきたことは否定できない。導入的あるいは入門的な授業を充実させている大学が既にあるが、究極的には、法律科目を並列しないこともありえる。たとえば、交通事故について、事例を出しながら、刑事罰、行政処分、損害賠償を一体的に学ばせる。あるいは、不動産の売買について、二重譲渡の事例などを使いながら、ノウハウを学ばせるなど、実生活での法知識の活用能力向上に重点を置く方法である。そのなかでも、法的思考能力やジェネリックスキルの獲得も、一定程度可能であると思われる。

いずれにせよ、各大学における法学教育の具体的目標の設定が不可欠であり、またそこで教える各科目においても、基本的素養との関連を意識した目的設定がなされる必要がある。

##### (2) 法学教育の方法

法学の教育方法に関しては従来から、①講義方式、②少人数による演習形式での教育、③卒業論文の作成などがなされてきた。このほかにも、④法学や広く社会科学に関する古典文献、その他の文献の購読がある。

これらのうち、①は、法に関する基本的な考え方や個別知識の教授に有益であり、今後ともその必要がなくなるとは考えられない。もっともその具体的方法は大いに検討される必要があるが、一方的な教授の方法は必ずしも、学生の集中力を持続させることができず、また聴講する学生諸君がその内容を理解し得ているかの検証にも十分とはいえない。双方向的な授業による検証などを十分に取り込んで、聴講する学生の能力に合わせてそれを向上させるための方法の開発が不可欠である。また法学の教育では、法的判断に対して自己の意見を他人に明示し、異なる意見を持つ者との対話、説得を通じて結論を探究することが求められる。そのためには自己の見解の明確化と議論や説得の能力の涵養が不可欠である。このためには、②の方法により、一人一人の能力を向上させるための取り組みが求められる。しかし、そのほかにも様々な教育方法が可能であろうし、その開発と実践、そしてその結果の検証によるさらなる改善方策の模索が重要であることはいうまでもない。さらに、③論文を作成することは、わが国の教育の中で必ずしも十分になされていなかった点であり、このような作業とその適切な指導により、論理的な思考と文章表現能力を養うことができる。④古典的文献の購読等は、一般的な学生の文章読解力の程度などを考慮すると、極めて重要である。特に法学部学生が読むべき図書を推薦し、読むことを習慣づけることは、また日本社会に大きな影響を与えた訴訟事件、司法関係者の活躍について書籍を読むこと

を通して法と社会の関係を具体的に理解させることも極めて有効と考えられる。

教育方法について、実際には、学生のモチベーションをいかにして維持するかが大きな課題となっている。卒業単位さえ取ればよいと考えている学生に対して、法学を学ぶことのおもしろさを教え、その意義を教えることが必要になっている。換言すれば、学んだことが、具体的に何にどう役立つのか、社会との繋がりがどこにあるのかを伝えなければならない。その意味で、実生活で法知識を生かす能力の向上を、その第一歩として目標に設定することもできる。

逆に、モチベーションが高い学生には早期卒業制度の適用が考えられる。

また、高度な法律知識を身に付けただけでは真のリーダーたりえない。従来から、法学部に配置されている政治学はもちろん、世界の情勢、経済の動き、社会の質の変化に敏感でなければならない。世界と日本の歴史と文化についての深い理解、さまざまな地域の特性の理解も必要である。また、さまざまなマイノリティーについての理解も肝要である。

### (3) 評価の観点

ユニバーサル化はさらに深化すると想定する以上、大学ごとに教育目的と具体的な到達目標を設定すべきである。その際、法学教育における基本的素養のうちで特に各大学で強調する事項などがあっても良い。

成績評価は、期末に実施される筆記テストあるいはレポートによってなされることが多い。そこでは、正解を知っているということよりも、説得的な記述ができることが評価される。事実認定部分と法解釈の部分が峻別できていること、論点を分けて整理して論じること、主張ごとに根拠を丁寧にあげること、反論に対して無視しないで答えることなどが評価される。このことは、法的思考能力が評価されていると言ってよいであろう。

基本的な原則や考え方を理解しているかどうか、法制度の設計についての理解も評価の対象となる。

大学は、一年間を通して常に講義を開講しているわけではない。いわゆる休み期間を活用して学習したことも評価対象とされてよい。具体的には、ボランティア活動、公益性がある職業体験などに、単位を付与することがあってもよい。

また、法学検定試験や、行政書士はじめ、各種の資格試験に対して、上限を定めて一定数の単位認定を認めても良い。これらの試験によって、学生の学習到達度の総体を計測できると想定することはいささか乱暴であり慎重であるべきであろう。むしろ、これらの試験に合格することで自信がついたり、学習のモチベーションをあげることに意義があると考えられる。

最も社会から求められていない学生像は、元気のない学生である。ゼミなどにおいて学生が示す積極性に対して高く評価することも一方策である。

## 5. 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育の関わり